

平成 28 年度 琴浦町国民健康保険運営協議会（第 1 回）日程

日時 平成 29 年 2 月 16 日(木) 14:00～16:00

場所 琴浦町役場本庁舎 第 1 会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 役員改選（会長・副会長選任）

会長 \_\_\_\_\_ 、副会長 \_\_\_\_\_

(2) 会議録署名委員指名

\_\_\_\_\_

(3) 平成 28 年度国民健康保険特別会計執行見込について

- ① 年齢別保険給付 推移（平成 22 年度～平成 28 年度見込）・・・P 1
- ② 1 人当たり保険給付 推移（平成 22 年度～平成 28 年度見込）・・・P 2
- ③ 被保険者数 推移（平成 20 年 4 月～平成 29 年 1 月）・・・P 3～4
- ④ 平成 28 年度国民健康保険特別会計補正予算第 5 号（案）・・・P 5
- ⑤ 平成 28 年度 鳥取県内市町村国保税（料）決定状況・・・P 6～8
- ⑥ 平成 28 年度国保税収納状況（1 月末）・・・P 9
- ⑦ 平成 28 年度国保保健事業実施状況報告・・・P 10～13
- ⑧ 第 3 期琴浦町国民健康保険特定健康診査等実施計画・・・P 14～15

(4) 平成 29 年度国民健康保険特別会計予算（案）について・・・P 16

(5) 平成 30 年 4 月からの国民健康保険広域化について

- ① 国保制度改革概要・・・P 17～22
- ② 国保運営協議会 改正フロー・・・P 23
- ③ 琴浦町国民健康保険条例 琴浦町国民健康保険運営協議会規則・・・P 24～25

(6) その他

- ① ジェネリック医薬品数量シェア集計（平成 26 年 4 月分から）・・・P 26
- ② KDB 平成 28 年度累計（平成 28 年 6 月から平成 29 年 1 月分）・・・別冊
- ③ 国民健康保険の安定を求めて（平成 28 年 11 月国民健康保険中央会発行）別冊

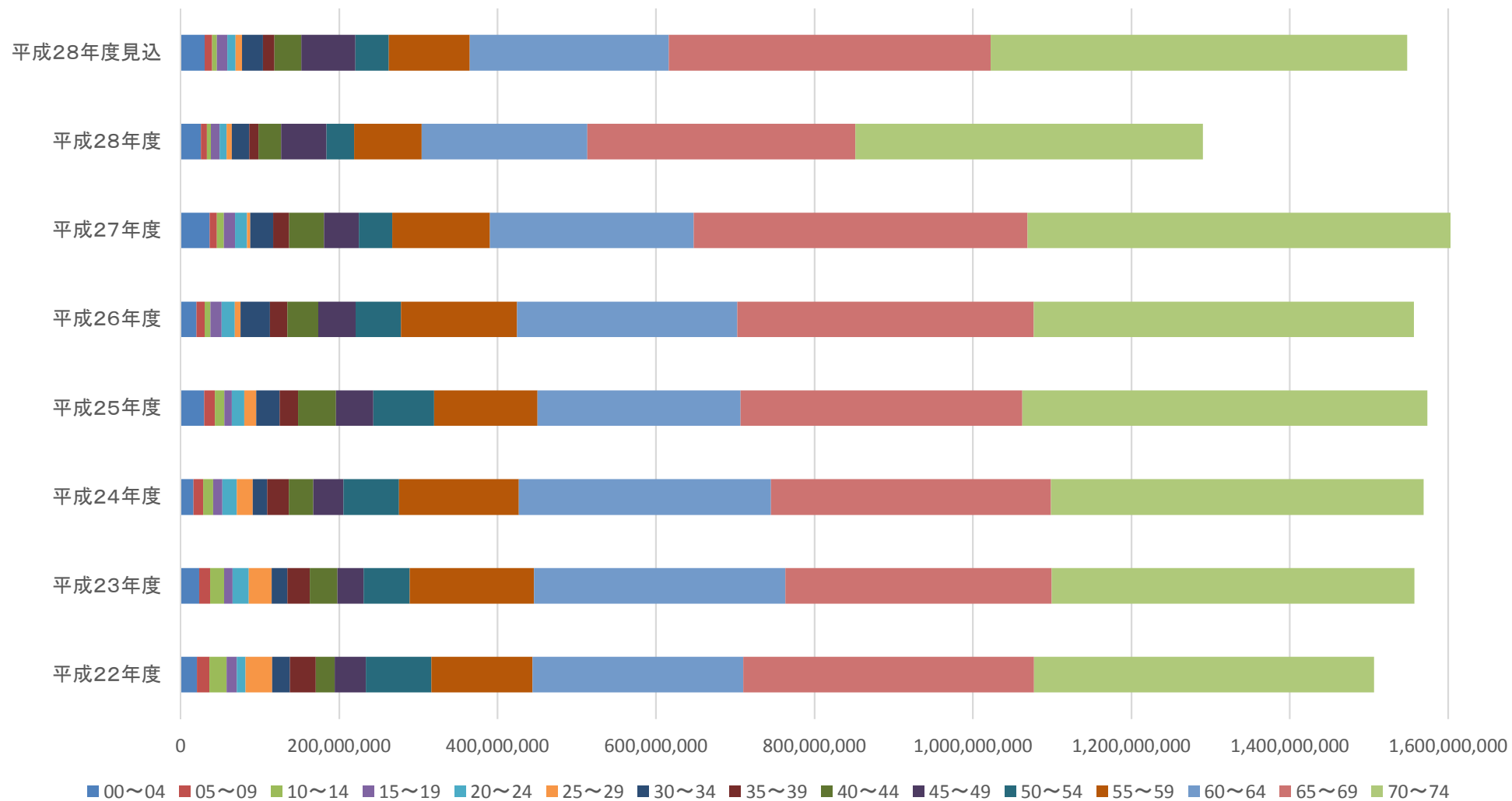
4 閉 会

## 国保運営協議会委員名簿

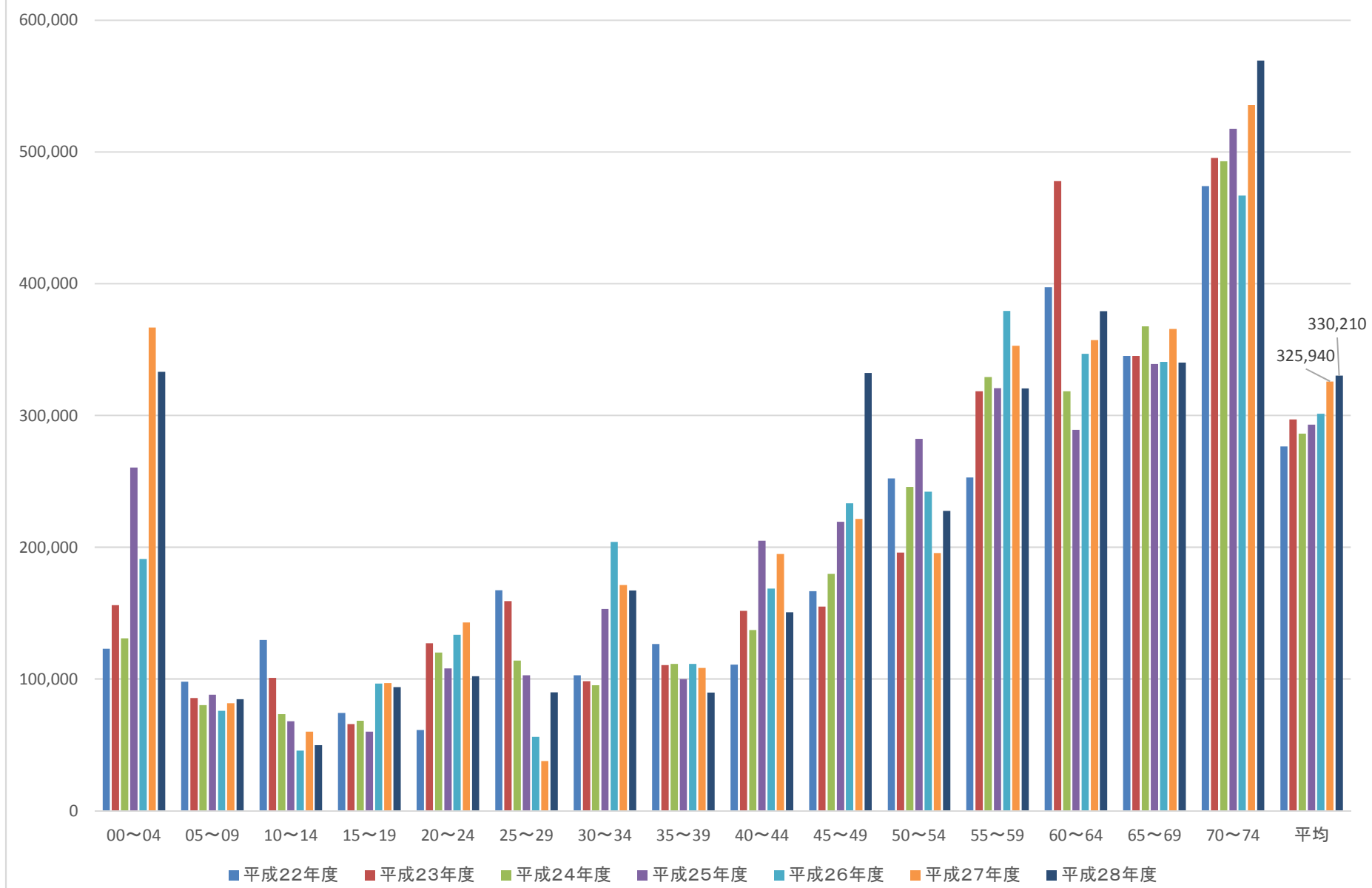
区分	氏名	住所	備考
被 保 険 者 代 表	倉 本 稔	東伯郡琴浦町大字福永 122 - 3	(新規)
	安谷 潔美	東伯郡琴浦町大字浦安 370	
	森 実男	東伯郡琴浦町大字出上 320-1	(新規)
	入江 里美	東伯郡琴浦町大字宮木 107	
公 益 代 表	澤田 豊秋	東伯郡琴浦町大字出上 350-1	(議会)
	三浦 勝美	東伯郡琴浦町大字光好 566	(農業委員会)
	田中 千明	東伯郡琴浦町大字赤碕 810-7	(食生活改善推進委員)
	藤本 多津子	東伯郡琴浦町大字逢東 566	(民生児童委員)(新規) 改選日 12月1日
医 療 機 関 代 表	青木 哲哉	東伯郡琴浦町大字赤碕 1920-74	
	浦辺 朋子	(琴浦町赤碕 1848) 米子市中町 75	
	石亀 裕通	東伯郡琴浦町大字徳万 491-7	
	家森 好恵	東伯郡琴浦町大字出上 178-4	
町		所属	
	山下 一郎	琴浦町長	
	田中 肇	税務課	
	難波 浩幸	子育て健康課	
	小塩 久志	町民生活課	
	大田 晃弘	町民生活課	
	田熊 瑠美	町民生活課	

### 琴浦町国民健康保険 年齢別保険給付費 推移

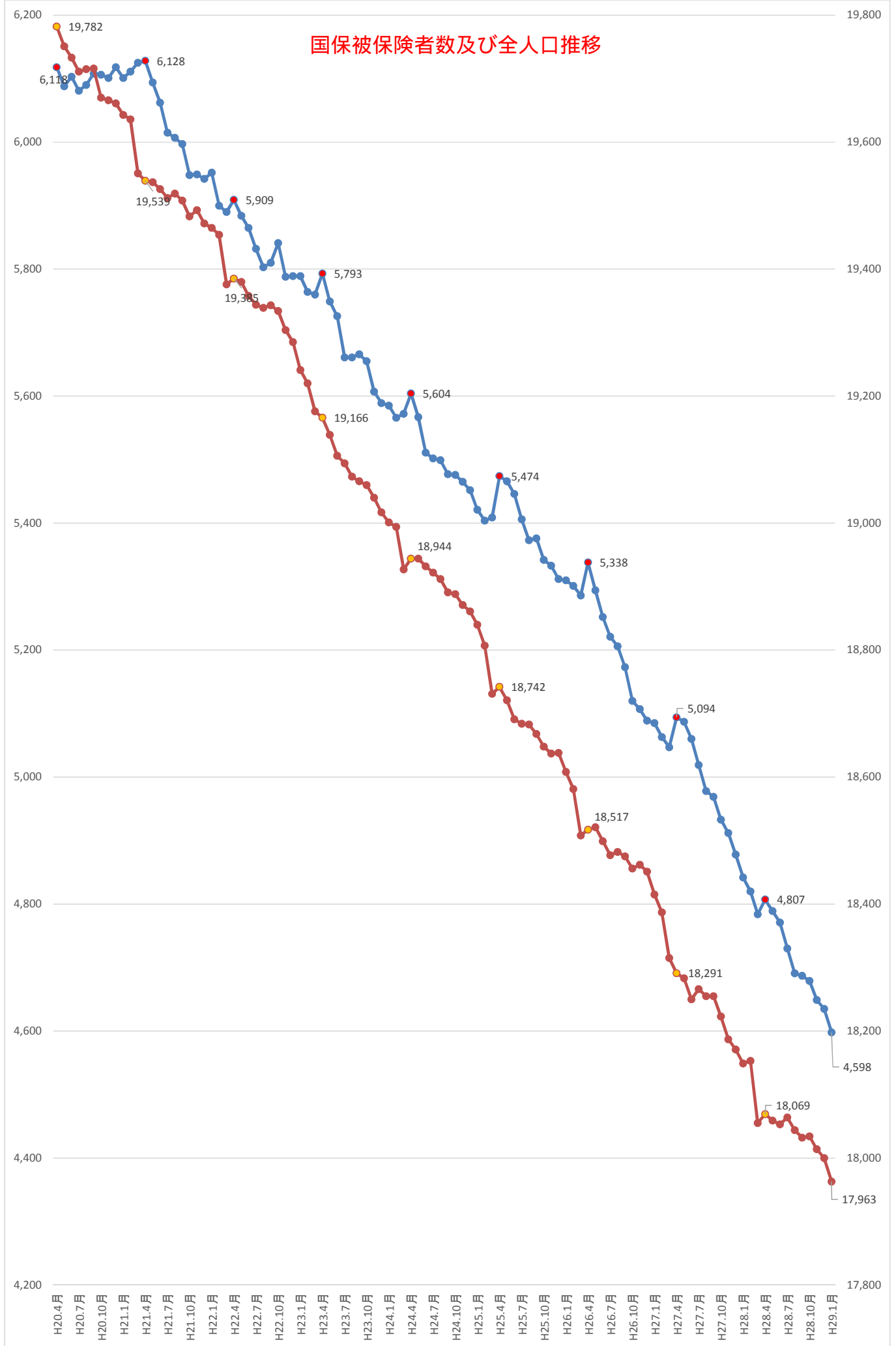
(保険者負担額+高額療養費現物+食事療養費保険者負担額)



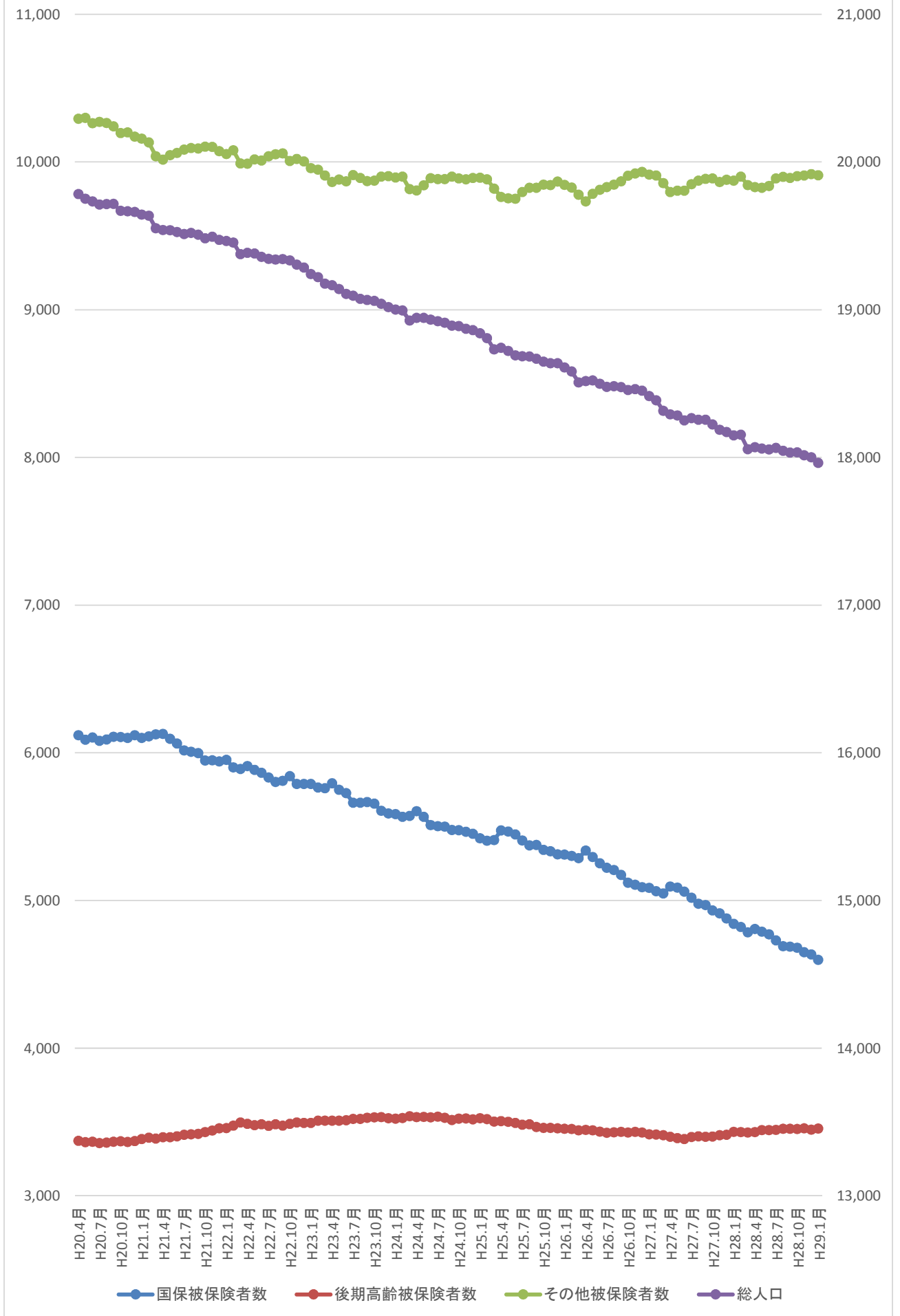
琴浦町国民健康保険 年齢区分別1人当たり保険給付費(年間) 比較



### 国保被保険者数及び全人口推移



### 保険別被保険者数推移



平成28年度国民健康保険特別会計予算  
歳入

歳入							歳出					執行見込額					
科目	科目の内訳	28年度当初	1号補正 要求額	2号補正 要求額	3号補正 要求額	4号補正 要求額	5号補正 要求額	調定見込額	科目	科目の内訳	28年度当初	1号補正 要求額	2号補正 要求額	3号補正 要求額	4号補正 要求額	5号補正 要求額	執行見込額
1 国民健康保険税	一般 現年 医療給付分	279,902					-3,554	276,348	1 総務費	総務管理費 一般管理	20,305	-726			22	-804	18,797
	後期高齢者支援金分	83,969					13,118	97,087		連合会負担金	1,987					-308	1,679
	介護給付分	31,656					311	31,967		諸費							0
	滞繰 医療給付分	16,235						16,235		退職適用適正化							0
	後期高齢者支援金分	4,191						4,191		徴税费 賦課徴收費	20						0
	介護給付分	2,274						2,274		納税奨励金							0
	退職 現年 医療給付分	13,913					-5,776	8,137		滞納処分費	1						0
	後期高齢者支援金分	4,720					-1,883	2,837		運営協議会費	130						0
	介護給付分	4,674					-2,216	2,458		計	22,443	-726	0	0	22	-1,237	20,502
	滞繰 医療給付分	250						250	2 保険給付費	療養給付費 一般	1,319,484			39,066		-31,358	1,327,192
	後期高齢者支援金分	70						70		療養給付費 退職	61,358			-10,000		-4,817	46,541
	介護給付分	70						70		療養費 一般	6,636					-670	5,966
	計	441,924	0	0	0	0	0	441,924		療養費 退職	155					-30	125
2 国庫支出金	国庫負担金 事務費負担金	1						1		審査支払業務費	4,306					-345	3,961
	国庫負担金 事務費負担金(過年度)	1						1		高額療養費 一般	186,037			20,000		-8,612	197,425
	国庫負担金 療給等負担金	398,546						398,546		高額療養費 退職	6,410				1,400	100	7,910
	国庫負担金 療給等負担金(過年度)	1						1		一般被保険者高額介護合算療養費	650					-350	300
	高額医療共同事業費負担金	13,015					3,991	17,006		退職被保険者高額介護合算療養費	134					-74	60
	特定健康診査等負担金	2,965					-403	2,562		移送費 一般	10					-10	0
	国庫補助金 調整交付金(普通)	120,000						120,000		移送費 退職	10					-10	0
	国庫補助金 調整交付金(特別)	1	144					145		出産育児一時金	6,300					-420	5,880
	出産一時金補助金							0		葬祭費	800					-100	700
	特別対策費補助金	1						1		計	1,592,290	0	0	49,066	1,400	-46,696	1,596,060
	計	534,531	144	0	0	0	3,588	538,263	3 後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金	293,192					-36,614	256,578
3 療養給付費交付金	療養給付費等交付金	89,836					-25,614	64,222		後期高齢者関係事務費拠出金	18						18
	療養給付費等交付金(過年度)	1						1		計	293,210	0	0	-36,614	0	0	256,596
	計	89,837	0	0	0	0	-25,614	64,223	4 前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金	439					-274	165
4 使用料及び手数料	督促手数料	1						1		前期高齢者関係事務費拠出金	20						20
5 前期高齢者交付金	前期高齢者交付金 現年度分	675,000					-53,757	621,243		計	459	0	0	0	0	-274	185
	前期高齢者交付金 過年度分	1						1	5 老人保健拠出金	医療費拠出金	100					-100	0
	計	675,001	0	0	0	0	-53,757	621,244		事務費拠出金	20					-10	10
6 県支出金	高額医療費共同事業負担金	13,015					3,991	17,006		計	120	0	0	0	0	-110	10
	特定健康診査等負担金	2,965					-403	2,562	6 介護納付金	介護納付金	103,700					-18,896	84,804
	財政調整交付金	90,000						90,000	7 共同事業拠出金	高額医療費共同拠出金	62,645				6,237	-910	67,972
	計	105,980	0	0	0	0	3,588	109,568		保険財政共同安定化事業拠出金	591,956					-94,653	497,303
7 共同事業交付金	高額医療費共同事業費交付金	62,645					6,248	68,893		高額医療共同事業事務費拠出金							0
	保険財政共同安定化事業交付金	591,956					-88,999	502,957		保険財政共同安定化事業事務費拠出金	1						1
	計	654,601	0	0	0	0	-82,751	571,850		その他共同事業事務費拠出金	1						1
8 財産収入	利子及び配当金 預託金利子							0		計	654,603	0	0	6,237	0	-95,563	565,277
	調整基金利子	10						10	8 保健事業推進費	保健事業	18,739					-5,169	13,570
	計	10						10	9 諸支出金	保険税還付金 一般	2,285		2,246				4,531
9 寄付金	寄付金	1						1		保険税還付金 退職	300					-250	50
10 繰入金	一般会計繰入金 基盤安定繰入	101,500					865	102,365		還付加算金 一般	350					-300	50
	職員給与等繰入	11,748	-870			22	9,602	20,502		還付加算金 退職	50					-50	0
	出産育児繰入	4,200					-280	3,920		国庫支出金返納金	5,000		3,462	207			8,669
	財政安定化繰入	30,000					-11,349	18,651		計	7,985	0	5,708	207	0	-600	13,300
	人間ドック繰入							0	10 基金積立金	財政調整基金積立金	10					-9	1
	その他(赤字対応)繰入	18,610						18,610	11 公債費	利子 一時借入金利子	1						1
	基金繰入金(財政調整基金繰入)							0	12 予備費	予備費	1,000		3,000		-1,400	-2,600	0
	計	166,058	-870	0	0	22	-1,162	164,048		歳出合計	2,694,560						2,550,306
11 諸収入	延滞金 一般	1,350					3,397	4,747									
	延滞金 退職	1						1									
	預金利子	1						1									
	特定健康診査等受託料	0						0									
	滞納処分費	1						1									
	第三者納付金 一般	10					182	192									
	第三者納付金 退職	2						2									
	返納金 療養給付返納金 一般	200					271	471									
	返納金 療養給付返納金 退職	1						1									
	雑入	50						50									
	雑入(特定健診)	0						0									
	計	1,616	0	0	0	0	3,850	5,466									
12 繰越金	前年度繰越金	25,000		8,708				33,708									
	歳入合計	2,694,560						2,550,306									

補正要求額→ -726 8,708 0 22 -152,258

0

## 平成28年度国民健康保険料(税)率(医療分)決定状況

市町村名	平成27年度				平成28年度				被保険者1人当たり調定額					本算定時における賦課期日現在のもの			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	27年度	28年度	順位	市町村計と の差額	前年比	被保険者数		調定額(現年分)	
														一般	退職	一般	退職
1 鳥取市	7.20	16.40	23,000	26,000	7.10	16.00	22,000	23,000	59,573	58,851	10	△ 1,207	98.79	40,074	2,038	2,362,310,439	116,033,540
2 米子市	7.83	16.40	23,600	23,200	7.83	16.40	23,600	23,200	60,369	61,567	8	1,509	101.98	32,051	1,225	1,978,590,172	70,124,728
3 倉吉市	6.80	22.00	24,600	22,400	6.80	22.00	24,600	22,400	57,670	60,458	9	400	104.83	11,680	596	706,782,424	35,404,637
4 境港市	6.97	21.47	24,700	25,300	8.06	24.73	25,000	26,200	58,038	62,900	4	2,842	108.38	7,453	331	471,441,887	18,171,813
6 岩美町	6.30	29.30	20,170	14,620	6.80	31.70	22,200	16,370	48,243	53,193	14	△ 6,865	110.26	2,957	199	156,203,317	11,674,383
8 八頭町	7.88	23.60	21,200	17,600	7.88	23.60	21,200	17,600	55,867	58,060	11	△ 1,998	103.92	3,718	280	216,178,304	15,943,896
12 若桜町	9.80	47.00	28,600	25,600	9.80	47.00	28,600	25,600	65,021	68,570	2	8,512	105.46	846	20	57,585,615	1,795,885
15 智頭町	5.80	31.30	21,500	20,400	6.90	31.90	21,700	20,600	46,630	52,010	15	△ 8,048	111.54	1,855	132	98,048,310	5,294,990
19 湯梨浜町	6.60	29.00	25,000	21,000	7.40	24.00	24,000	22,000	57,957	62,012	6	1,954	107.00	3,951	198	245,561,872	11,725,528
22 三朝町	8.50	15.00	22,000	20,000	8.50	15.00	22,000	20,000	54,074	55,468	13	△ 4,590	102.58	1,491	94	83,075,192	4,841,908
24 北栄町	5.62	24.80	24,800	23,400	6.30	26.00	28,000	26,000	65,102	73,768	1	13,710	113.31	4,173	242	310,733,227	14,951,573
26 琴浦町	6.10	24.50	21,500	20,000	6.50	23.00	21,500	21,500	56,953	61,687	7	1,629	108.31	4,629	192	287,350,831	10,040,669
28 南部町	5.28	23.35	19,400	13,600	5.28	23.35	19,400	13,600	46,027	46,684	18	△ 13,374	101.43	2,500	125	117,504,430	5,040,970
30 伯耆町	5.83	28.90	21,900	17,900	5.83	28.90	21,900	17,900	53,732	57,174	12	△ 2,884	106.41	2,783	177	158,639,299	10,595,801
31 日吉津村	6.00	13.28	22,000	15,000	6.20	15.00	22,000	17,000	62,558	63,622	3	3,564	101.70	737	59	46,748,935	3,893,965
33 大山町	6.76	28.00	25,000	20,800	6.76	28.00	25,000	20,800	59,939	62,487	5	2,429	104.25	4,651	229	289,818,182	15,117,718
36 日南町	5.50	28.00	20,600	16,600	5.50	28.00	20,600	16,600	48,297	51,826	16	△ 8,232	107.31	1,166	105	61,766,692	4,104,108
37 日野町	6.20	22.50	18,900	14,000	6.20	22.50	18,900	14,000	44,256	44,865	19	△ 15,193	101.38	773	51	34,352,735	2,616,365
38 江府町	7.10	27.43	21,000	17,000	7.10	27.43	21,000	17,000	49,346	51,645	17	△ 8,413	104.66	631	17	32,487,835	978,265

市計	7.20	19.07	23,975	24,225	7.45	19.78	23,800	23,700	62,422	60,335			96.66	91,258	4,190	5,519,124,922	239,734,718
町村計	6.62	26.40	22,238	18,501	6.86	26.36	22,533	19,105	56,593	59,379			104.92	36,861	2,120	2,196,054,776	118,616,024
市町村計	6.74	24.85	22,604	19,706	6.99	24.97	22,800	20,072	60,741	60,058			98.87	128,119	6,310	7,715,179,698	358,350,742

↑  
琴浦町との差額 △ 1,629



## 平成28年度国民健康保険料(税)率(支援金分)決定状況

市町村名	平成27年度				平成28年度				被保険者1人当たり調定額					本算定時における賦課期日現在のもの			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	27年度	28年度	順位	市町村計との 差額	前年比	被保険者数		調定額(現年分)	
														一般	退職	一般	退職
1 鳥取市	2.60	4.40	8,500	6,500	2.60	4.40	8,400	6,200	19,985	20,451	9	124	102.33	40,074	2,038	820,775,058	40,472,191
2 米子市	2.30	9.60	8,000	7,500	2.30	9.60	8,000	7,500	19,790	20,316	10	△ 11	102.66	32,051	1,225	652,501,260	23,537,940
3 倉吉市	1.90	6.00	6,800	6,200	1.90	6.00	6,800	6,200	16,144	16,996	17	△ 3,331	105.28	11,680	596	198,668,388	9,975,479
4 境港市	1.78	5.30	6,100	6,300	2.55	7.55	7,500	7,000	14,776	19,215	14	△ 1,113	130.04	7,453	331	144,026,300	5,541,400
6 岩美町	3.20	15.50	10,040	7,480	2.50	11.50	8,190	6,210	23,773	19,548	13	△ 779	82.23	2,957	199	57,399,863	4,293,937
8 八頭町	3.81	10.80	9,700	7,900	3.81	10.80	9,700	7,900	25,527	26,779	2	6,451	104.90	3,718	280	99,571,976	7,488,824
12 若桜町	2.00	9.30	6,000	5,200	2.00	9.30	6,000	5,200	13,606	14,508	18	△ 5,820	106.62	846	20	12,194,663	369,037
15 智頭町	2.30	9.90	8,700	7,400	3.40	11.00	8,900	7,600	17,700	22,251	4	1,923	125.71	1,855	132	41,957,742	2,254,358
19 湯梨浜町	1.80	6.00	6,500	5,200	2.00	9.00	7,000	6,000	15,134	17,823	15	△ 2,505	117.77	3,951	198	70,545,438	3,401,862
22 三朝町	2.50	9.50	10,000	7,000	2.50	9.50	10,000	7,000	19,663	20,155	11	△ 172	102.51	1,491	94	30,141,228	1,805,072
24 北栄町	1.81	8.50	7,600	7,200	1.81	8.50	7,600	7,200	20,713	21,548	7	1,220	104.03	4,173	242	90,839,310	4,293,790
26 琴浦町	1.90	8.50	7,200	6,000	2.40	7.00	7,200	7,500	18,248	21,662	6	1,335	118.71	4,629	192	100,930,567	3,502,233
28 南部町	3.57	15.84	13,100	9,200	3.57	15.84	13,100	9,200	29,758	30,568	1	10,240	102.72	2,500	125	76,849,736	3,390,164
30 伯耆町	1.46	7.23	5,400	4,400	1.46	7.23	5,400	4,400	13,502	14,403	19	△ 5,924	106.67	2,783	177	39,978,039	2,655,161
31 日吉津村	1.55	4.70	7,600	5,400	1.60	5.00	8,000	6,000	18,996	19,601	12	△ 727	103.18	737	59	14,415,193	1,186,807
33 大山町	2.36	10.20	8,600	7,000	2.36	10.20	8,600	7,000	20,692	21,711	5	1,384	104.92	4,651	229	100,688,074	5,261,426
36 日南町	3.10	15.60	8,500	9,200	3.10	15.60	8,500	9,200	24,134	26,071	3	5,744	108.03	1,166	105	31,066,667	2,070,033
37 日野町	2.90	10.00	9,000	6,000	2.90	10.00	9,000	6,000	20,338	20,741	8	414	101.98	773	51	15,879,788	1,211,012
38 江府町	2.40	8.50	7,400	6,400	2.40	8.50	7,400	6,400	16,856	17,682	16	△ 2,645	104.91	631	17	11,124,870	333,330

市計	2.15	6.33	7,350	6,625	2.34	6.89	7,675	6,725	19,012	19,859			104.45	91,258	4,190	1,815,971,006	79,527,010
町村計	2.44	10.00	8,356	6,732	2.52	9.93	8,306	6,854	19,653	21,475			109.27	36,861	2,120	793,583,154	43,517,046
市町村計	2.38	9.23	8,144	6,709	2.48	9.29	8,173	6,827	19,197	20,327			105.89	128,119	6,310	2,609,554,160	123,044,056

↑  
琴浦町の差額 #####

## 平成28年度国民健康保険料(税)率(介護分)決定状況

市町村名	平成27年度				平成28年度				被保険者1人当たり調定額					本算定時における賦課期日現在のもの			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	27年度	28年度	順位	市町村計との 差額	前年比	被保険者数		調定額(現年分)	
														一般	退職	一般	退職
1 鳥取市	2.20	4.40	9,000	6,200	2.30	4.80	9,000	6,000	21,822	22,751	10	△ 476	104.26	12,426	1,934	286,557,397	40,145,646
2 米子市	2.29	9.60	9,500	5,100	2.29	9.60	9,500	5,100	22,524	23,646	8	419	104.98	9,632	1,144	230,913,966	23,890,734
3 倉吉市	1.55	6.50	8,500	5,000	1.55	6.50	8,500	5,000	19,599	19,355	17	△ 3,871	98.75	3,599	575	70,784,775	10,002,997
4 境港市	1.82	6.51	9,000	4,800	2.43	8.00	9,200	5,300	19,391	21,545	14	△ 1,681	111.11	2,108	302	47,069,351	4,854,749
6 岩美町	3.50	21.70	12,120	6,250	3.50	20.00	11,230	5,780	30,303	28,874	3	5,647	95.28	903	198	25,601,995	6,187,905
8 八頭町	3.39	12.50	10,800	5,600	3.39	12.50	10,800	5,600	27,747	29,431	2	6,205	106.07	1,143	183	32,506,976	6,518,524
12 若桜町	1.40	12.00	8,000	4,800	1.40	12.00	8,000	4,800	15,242	15,786	19	△ 7,440	103.57	284	20	4,425,800	373,200
15 智頭町	1.90	10.50	9,900	6,400	3.00	11.60	10,100	6,600	19,724	26,280	5	3,053	133.24	584	128	16,328,191	2,383,009
19 湯梨浜町	1.80	7.00	7,500	4,500	2.00	8.00	7,500	6,000	19,335	22,257	11	△ 970	115.11	1,253	192	28,549,606	3,611,494
22 三朝町	2.50	9.50	10,000	7,000	2.50	9.50	10,000	7,000	23,175	23,424	9	197	101.07	490	92	11,723,738	1,908,762
24 北栄町	1.36	8.00	8,200	5,800	1.36	8.00	8,200	5,800	24,630	25,229	6	2,003	102.43	1,326	152	34,023,863	3,265,237
26 琴浦町	1.60	8.00	8,100	5,300	1.60	8.00	8,100	5,300	21,345	22,249	12	△ 977	104.24	1,461	184	33,435,648	3,164,452
28 南部町	2.35	14.13	10,600	5,500	2.35	14.13	10,600	5,500	26,692	26,695	4	3,469	100.01	648	88	17,408,287	2,239,513
30 伯耆町	1.20	8.12	8,300	4,800	1.20	8.12	8,300	4,800	16,881	18,316	18	△ 4,911	108.50	780	170	14,398,436	3,001,364
31 日吉津村	1.62	3.88	8,200	4,500	1.70	3.80	8,400	4,800	21,496	21,440	15	△ 1,787	99.74	208	54	4,398,176	1,219,024
33 大山町	2.80	14.00	11,600	6,400	2.80	14.00	11,600	6,400	29,026	30,303	1	7,077	104.40	1,367	224	41,653,832	6,558,768
36 日南町	2.00	10.70	7,400	7,600	2.00	10.70	7,400	7,600	22,905	24,209	7	982	105.69	365	98	9,569,609	1,638,991
37 日野町	2.50	10.00	8,200	5,600	2.50	10.00	8,200	5,600	21,039	21,749	13	△ 1,477	103.38	190	50	4,086,700	1,133,100
38 江府町	2.00	9.00	8,000	5,000	2.00	9.00	8,000	5,000	19,008	19,951	16	△ 3,276	104.96	190	17	3,819,324	310,476

市計	1.97	6.75	9,000	5,275	2.14	7.23	9,050	5,350	20,500	22,516			109.84	27,765	3,955	635,325,489	78,894,126
町村計	2.13	10.60	9,128	5,670	2.22	10.62	9,095	5,772	22,811	24,954			109.39	11,192	1,850	281,930,181	43,513,819
市町村計	2.09	9.79	9,101	5,587	2.20	9.91	9,086	5,683	21,181	23,226			109.66	38,957	5,805	917,255,670	122,407,945

## 平成28年度収納状況の対前年比較表(平成29年1月末)

作成日 平成29年2月2日

税目名	1月月末納付状況															徴収率 対前年	
	28年度								27年度								
	予算現額	調定済額	収入済額	未収額	不納欠 損額	還付未済額	収入未済額	徴収率%	予算現額	調定済額	収入済額	未収額	不納欠 損額	還付未済額	収入未済額		徴収率%
<b>1. 国民健康保険税</b>																	
<b>医療給付費分</b>	310,300,000	356,577,693	236,366,771	120,210,922		368,970	120,579,892	66.29	304,927,000	355,311,570	253,636,030	101,675,540		199,324	101,874,864	71.38	-5.10
現年課税分	293,815,000	292,836,540	221,393,161	71,443,379		368,970	71,812,349	75.60	288,485,000	285,323,900	239,907,108	45,416,792		199,324	45,616,116	84.08	-8.48
滞納繰越分	16,485,000	63,741,153	14,973,610	48,767,543			48,767,543	23.49	16,442,000	69,987,670	13,728,922	56,258,748			56,258,748	19.62	3.88
(1) 一般被保険者保険税	296,137,000	346,875,586	229,463,227	117,412,359		368,970	117,781,329	66.15	291,133,000	341,066,588	241,901,469	99,165,119		199,324	99,364,443	70.92	-4.77
現年課税分	279,902,000	284,460,057	214,664,977	69,795,080		368,970	70,164,050	75.46	274,898,000	272,635,264	228,461,455	44,173,809		199,324	44,373,133	83.80	-8.33
滞納繰越分	16,235,000	62,415,529	14,798,250	47,617,279			47,617,279	23.71	16,235,000	68,431,324	13,440,014	54,991,310			54,991,310	19.64	4.07
(2) 退職被保険者保険税	14,163,000	9,702,107	6,903,544	2,798,563			2,798,563	71.16	13,794,000	14,244,982	11,734,561	2,510,421			2,510,421	82.38	-11.22
現年課税分	13,913,000	8,376,483	6,728,184	1,648,299			1,648,299	80.32	13,587,000	12,688,636	11,445,653	1,242,983			1,242,983	90.20	-9.88
滞納繰越分	250,000	1,325,624	175,360	1,150,264			1,150,264	13.23	207,000	1,556,346	288,908	1,267,438			1,267,438	18.56	-5.33
<b>後期高齢者支援金分</b>	92,950,000	116,486,085	81,501,451	34,984,634		56,065	35,040,699	69.97	96,449,000	106,058,577	80,534,933	25,523,644		21,287	25,544,931	75.93	-5.97
現年課税分	88,689,000	102,859,064	77,524,936	25,334,128		56,065	25,390,193	75.37	92,194,000	91,355,200	76,782,360	14,572,840		21,287	14,594,127	84.05	-8.68
滞納繰越分	4,261,000	13,627,021	3,976,515	9,650,506			9,650,506	29.18	4,255,000	14,703,377	3,752,573	10,950,804			10,950,804	25.52	3.66
(1) 一般被保険者保険税	88,160,000	113,265,312	79,125,698	34,139,614		56,065	34,195,679	69.86	92,024,000	101,619,987	76,772,621	24,847,366		21,287	24,868,653	75.55	-5.69
現年課税分	83,969,000	99,937,771	75,179,771	24,758,000		56,065	24,814,065	75.23	87,833,000	87,263,639	73,087,869	14,175,770		21,287	14,197,057	83.76	-8.53
滞納繰越分	4,191,000	13,327,541	3,945,927	9,381,614			9,381,614	29.61	4,191,000	14,356,348	3,684,752	10,671,596			10,671,596	25.67	3.94
(2) 退職被保険者保険税	4,790,000	3,220,773	2,375,753	845,020			845,020	73.76	4,425,000	4,438,590	3,762,312	676,278			676,278	84.76	-11.00
現年課税分	4,720,000	2,921,293	2,345,165	576,128			576,128	80.28	4,361,000	4,091,561	3,694,491	397,070			397,070	90.30	-10.02
滞納繰越分	70,000	299,480	30,588	268,892			268,892	10.21	64,000	347,029	67,821	279,208			279,208	19.54	-9.33
<b>介護納付金分</b>	38,674,000	44,978,424	28,114,815	16,863,609		17,065	16,880,674	62.51	37,675,000	46,734,544	32,362,037	14,372,507		9,298	14,381,805	69.25	-6.74
現年課税分	36,330,000	35,435,796	25,776,780	9,659,016		17,065	9,676,081	72.74	35,338,000	36,334,900	30,105,564	6,229,336		9,298	6,238,634	82.86	-10.11
滞納繰越分	2,344,000	9,542,628	2,338,035	7,204,593			7,204,593	24.50	2,337,000	10,399,644	2,256,473	8,143,171			8,143,171	21.70	2.80
(1) 一般被保険者保険税	33,930,000	42,104,243	26,064,711	16,039,532		17,065	16,056,597	61.91	33,762,000	42,370,681	28,722,659	13,648,022		9,298	13,657,320	67.79	-5.88
現年課税分	31,656,000	32,905,548	23,775,847	9,129,701		17,065	9,146,766	72.25	31,488,000	32,371,806	26,542,398	5,829,408		9,298	5,838,706	81.99	-9.74
滞納繰越分	2,274,000	9,198,695	2,288,864	6,909,831			6,909,831	24.88	2,274,000	9,998,875	2,180,261	7,818,614			7,818,614	21.81	3.08
(2) 退職被保険者保険税	4,744,000	2,874,181	2,050,104	824,077			824,077	71.33	3,913,000	4,363,863	3,639,378	724,485			724,485	83.40	-12.07
現年課税分	4,674,000	2,530,248	2,000,933	529,315			529,315	79.08	3,850,000	3,963,094	3,563,166	399,928			399,928	89.91	-10.83
滞納繰越分	70,000	343,933	49,171	294,762			294,762	14.30	63,000	400,769	76,212	324,557			324,557	19.02	-4.72
<b>一般被保険者保険税</b>	418,227,000	502,245,141	334,653,636	167,591,505		442,100	168,033,605	66.63	416,919,000	485,057,256	347,396,749	137,660,507		229,909	137,890,416	71.62	-4.99
現年課税分	395,527,000	417,303,376	313,620,595	103,682,781		442,100	104,124,881	75.15	394,219,000	392,270,709	328,091,722	64,178,987		229,909	64,408,896	83.64	-8.49
滞納繰越分	22,700,000	84,941,765	21,033,041	63,908,724			63,908,724	24.76	22,700,000	92,786,547	19,305,027	73,481,520			73,481,520	20.81	3.96
<b>退職被保険者保険税</b>	23,697,000	15,797,061	11,329,401	4,467,660			4,467,660	71.72	22,132,000	23,047,435	19,136,251	3,911,184			3,911,184	83.03	-11.31
現年課税分	23,307,000	13,828,024	11,074,282	2,753,742			2,753,742	80.09	21,798,000	20,743,291	18,703,310	2,039,981			2,039,981	90.17	-10.08
滞納繰越分	390,000	1,969,037	255,119	1,713,918			1,713,918	12.96	334,000	2,304,144	432,941	1,871,203			1,871,203	18.79	-5.83
<b>現年課税分</b>	418,834,000	431,131,400	324,694,877	106,436,523		442,100	106,878,623	75.31	416,017,000	413,014,000	346,795,032	66,218,968		229,909	66,448,877	83.97	-8.65
<b>滞納繰越分</b>	23,090,000	86,910,802	21,288,160	65,622,642			65,622,642	24.49	23,034,000	95,090,691	19,737,968	75,352,723			75,352,723	20.76	3.74
<b>本税計</b>	441,924,000	518,042,202	345,983,037	172,059,165		442,100	172,501,265	66.79	439,051,000	508,104,691	366,533,000	141,571,691		229,909	141,801,600	72.14	-5.35
延滞金	1,351,000	4,001,125	4,001,125					100.00	1,234,000	2,784,973	2,784,973					100.00	
<b>合計</b>	443,275,000	522,043,327	349,984,162	172,059,165		442,100	172,501,265	67.04	440,285,000	510,889,664	369,317,973	141,571,691		229,909	141,801,600	72.29	-5.25

※平成28年度から納期が1カ月遅くなっているので、前年対比は、注意が必要です。

## 平成 28 年度国保保健事業について

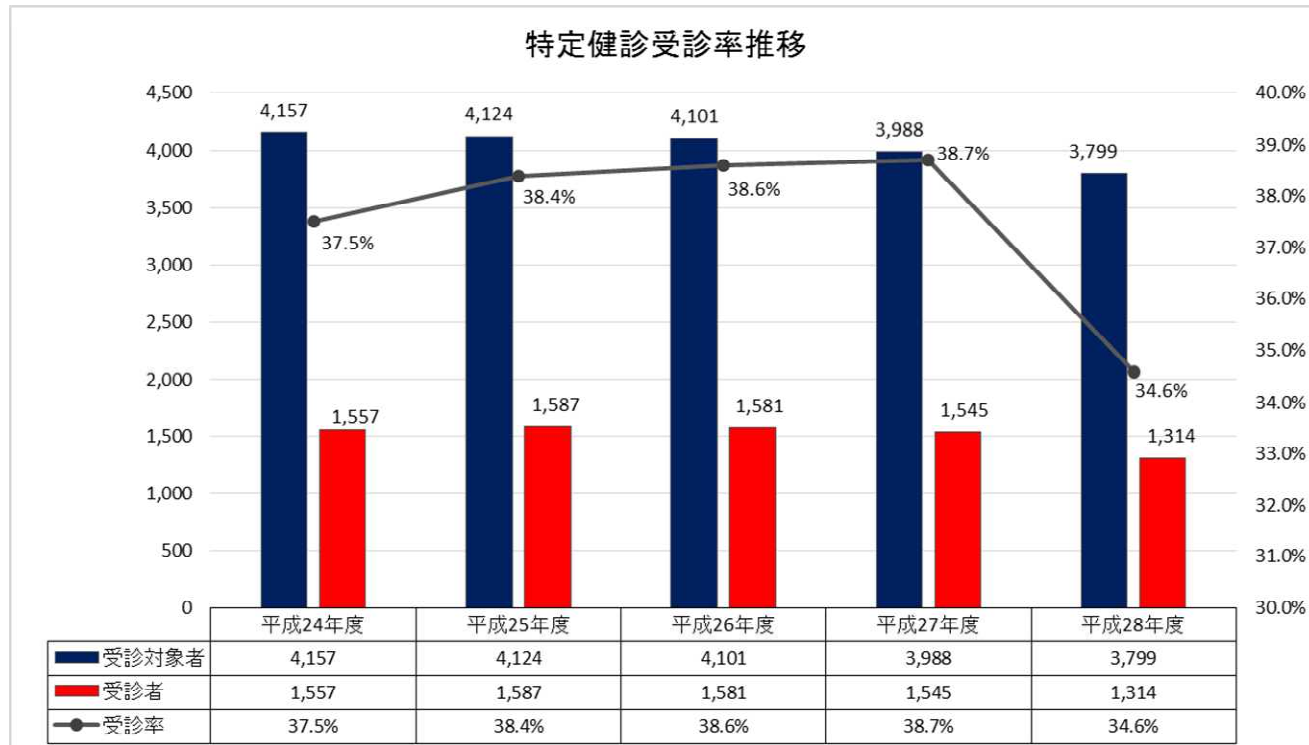
## ①国保特定健康診査（特定健診）

平成 28 年度の特定健診の対象者数は 3,799 人（△189 人、△4.7%）で受診者数は 1,314 人（△231 人、△15.0%）でした。受診率も 34.6%（△4.1%）と大きく下げる結果となりました。

受診者の動向としては、集団セット検診での受診者が 788 人（△191 人、△19.5%）、医療機関での受診が 526 人（△40 人、△7.1%）と、集団セット検診での受診者が大きく減少する結果となりました。

平成 28 年度は、例年 2 月～3 月に行っていた健診、がん検診の事前の申し込みを取りやめ、対象者全員に受診券を配布し、健診当日に受け付けるという受付方法の変更を行ったほか、カウベルホールでの健診実施時期を駐車場確保の観点から選果場の稼働の多い 8 月から比較的稼働の少ない 5 月に改めたことが影響したものと思われます。

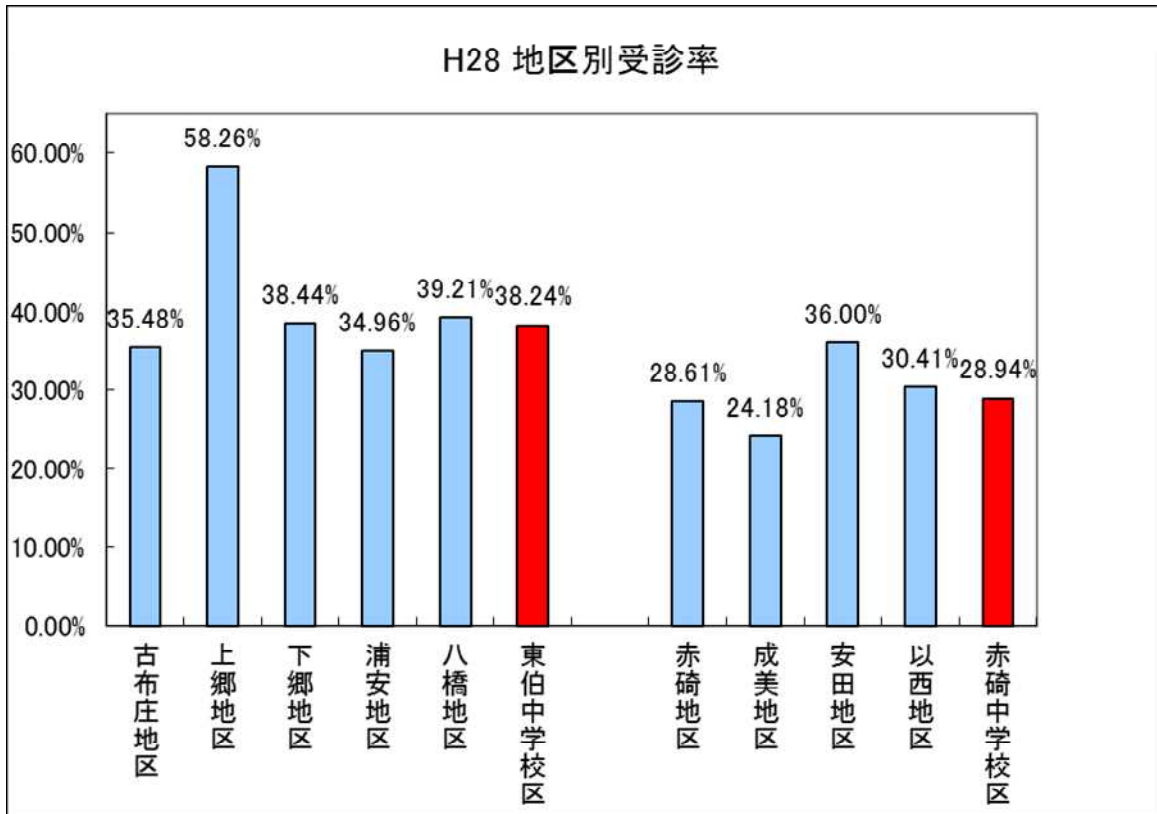
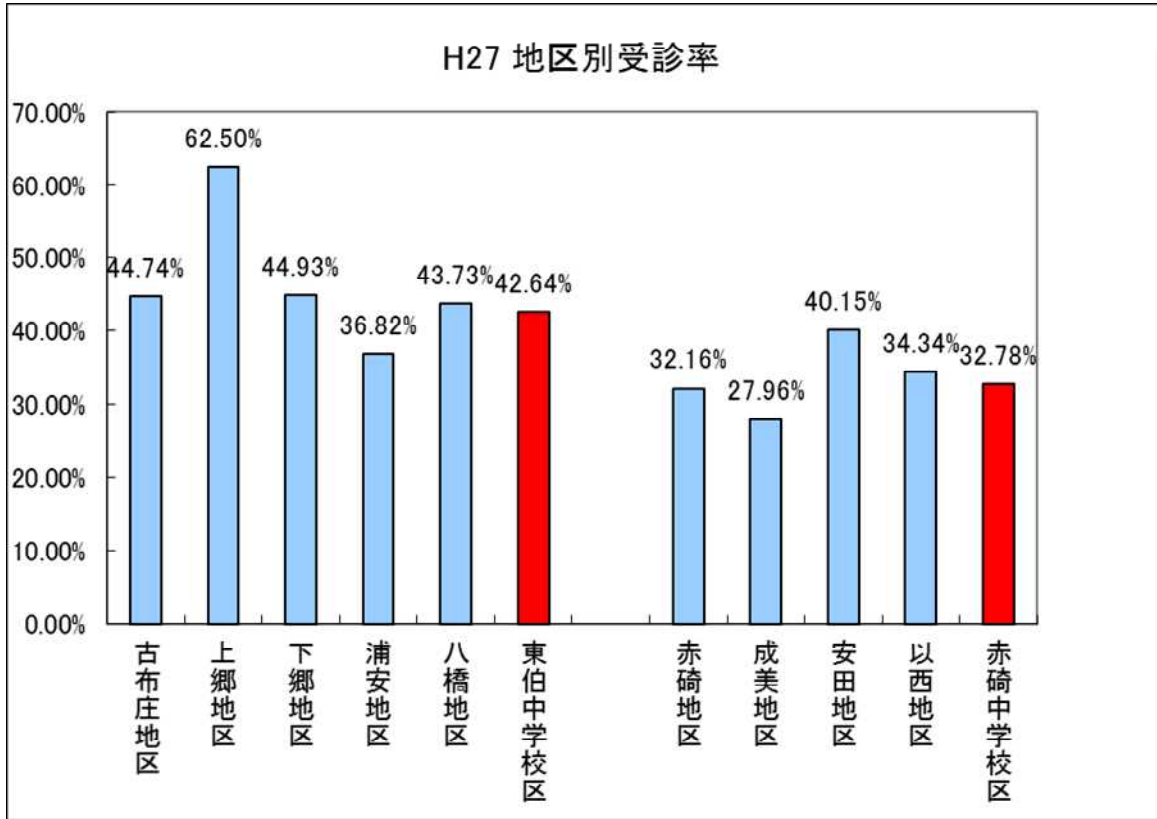
年代別受診率では、60 歳～64 歳の受診率が 29.4%（△11.6%）と落ち込みの大きい結果となりました。この年代は、被用者保険から国保への切り替えの多い年代であることから、切り替え時の健診受診啓発が必要であると思われます。また、50 歳代を中心とした若年層の受診啓発も引き続き必要であると思われます。



また、本人同意に基づく医療機関からの診療データの提供については、昨年同様町内の 8 医療機関と契約を行い、取り組みました。その結果、2 月 13 日時点で 46 件（+14 件）の情報提供がありました。

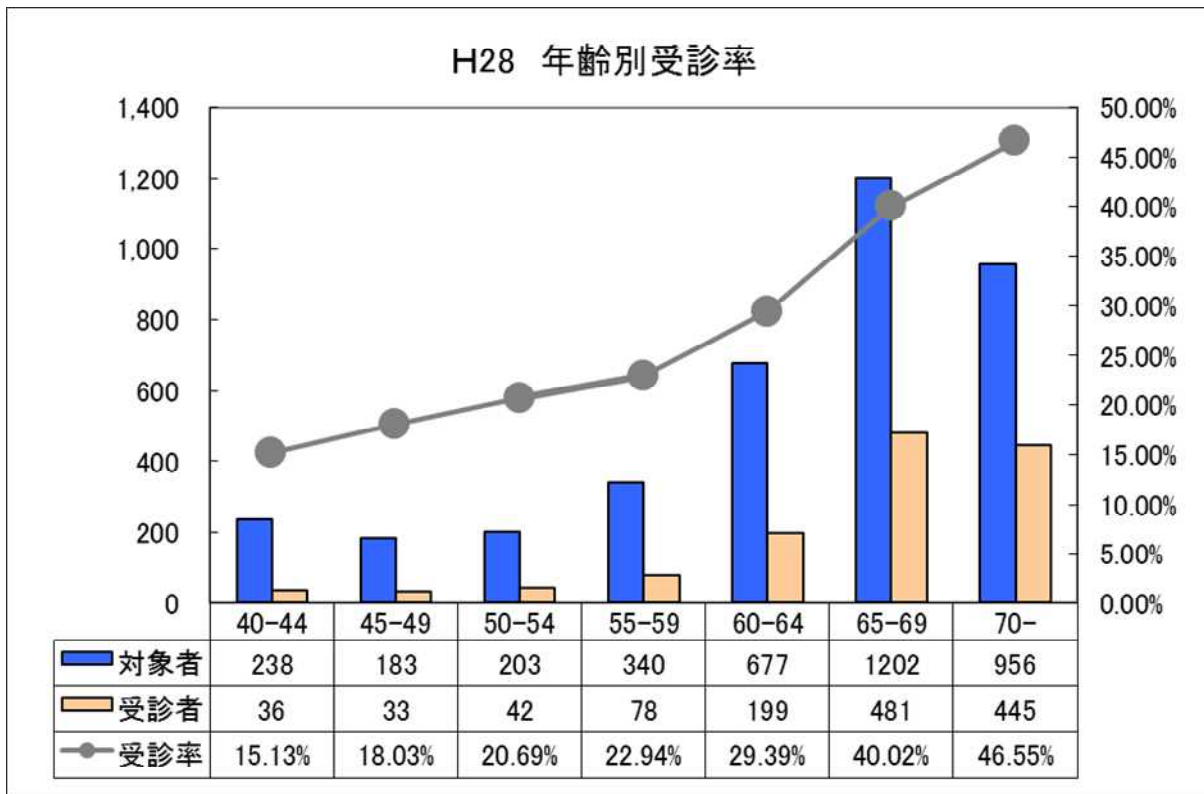
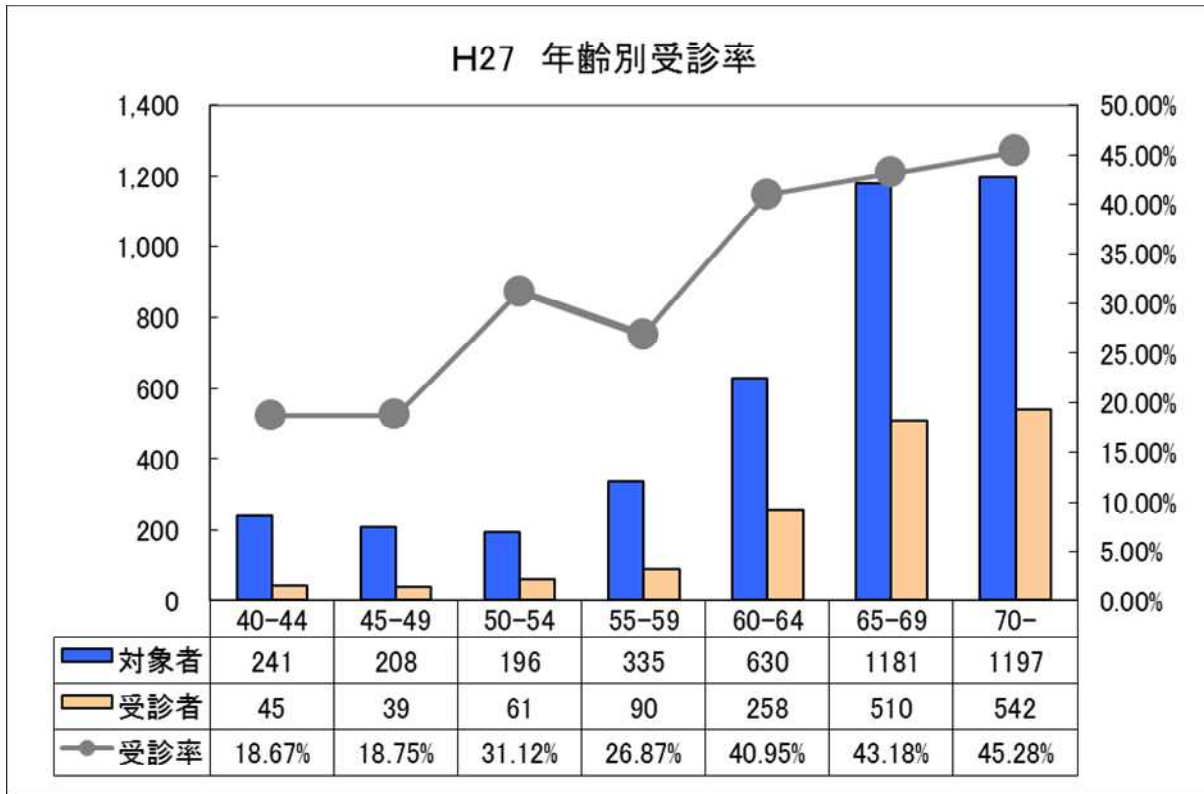
◎地区別受診率の比較

カウベルホール対象地区の古布庄地区、上郷地区、下郷地区の受診率の落ち込みが大きい。



◎年代別受診率の推移

平成 28 年度は特に、60 歳～64 歳の受診者の減少が大きい。

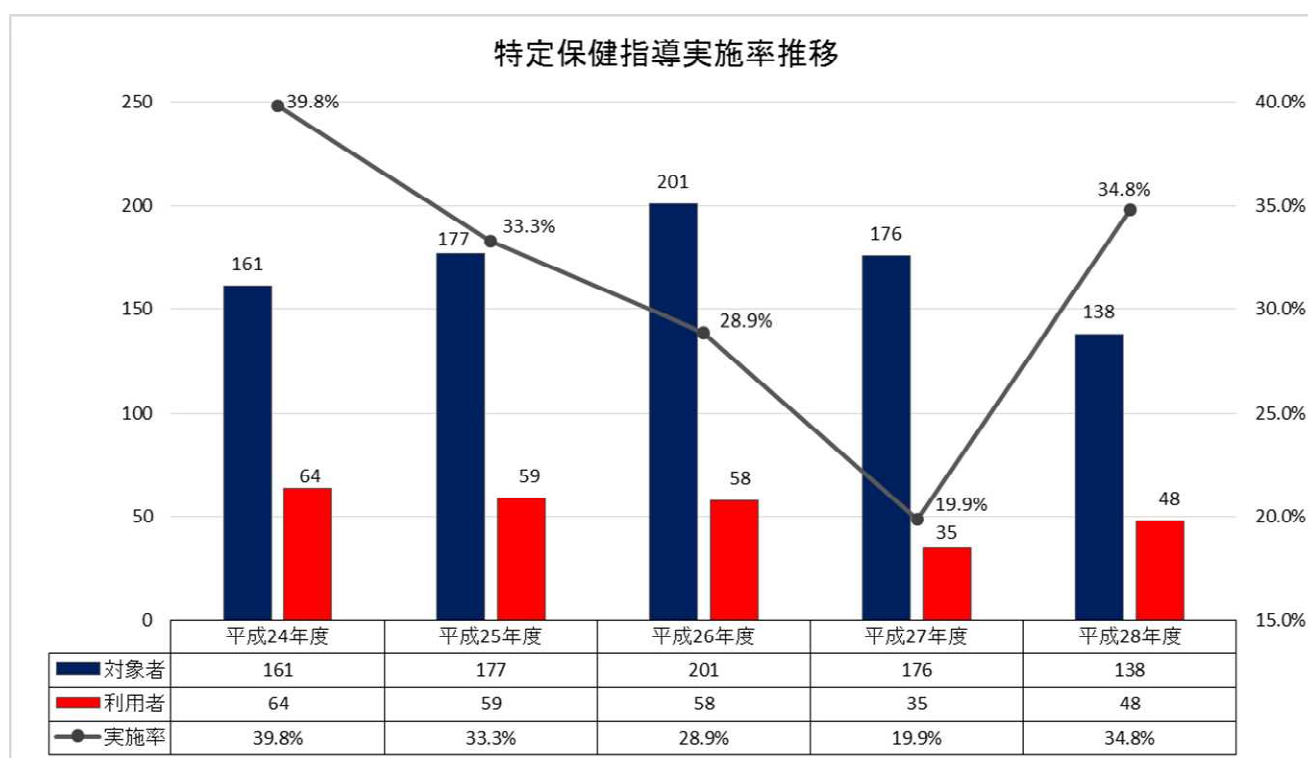




## ②特定保健指導

平成 28 年度の特定保健指導利用者数は、48 人（+13 人）と増加し、3 年ぶりに 30% 台に回復をしました。平成 27 年度は、特定保健指導を集団で行う集団指導を取り入れたものの、思うように利用者が伸びない結果でしたが、平成 28 年度は、集団セット検診の会場で、腹囲がメタボ基準に達した者または BMI（肥満指数）が 25 以上だった者に対し、過去 6 年間の検診結果を示しながら保健指導を実施し、特定保健指導にスムーズにつなげることができたことが要因だと思われます。

また、今年度は 3 か月後の中間評価で血液検査を行い、取り組み成果を実感できる仕掛け作りを行うことで、6 か月後の最終評価までの継続指導を目指し取り組んでいきます。



## ③糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防訪問指導

医療機関における特定健診の結果、血糖検査値（空腹時血糖値 110 以上、HbA1c 値 6.1% 以上）、慢性腎臓病（CKD）に係る検査値（eGFR 値 50 未満、尿たんぱく + 以上）に所見を有する者に対し訪問指導を実施し、紹介状による医療機関への受診勧奨及び食事・運動などの生活指導を行いました。

平成 28 年度の訪問指導対象者数は 18 人でそのうち 14 人が血糖検査値に所見が見られました。現在、そのうち 3 人の精密検査受診を確認しています。

医療機関の受診につながったかどうかはこれからの検証となりますが、引き続き早くからの取り組みで、糖尿病予防、CKD による人工透析予防に努めたいと思います。

## 第3期琴浦町国民健康保険特定健康診査等実施計画について

### 1. 趣旨

第2期琴浦町国民健康保険特定健康診査等実施計画（以下「実施計画」という。）が平成29年度で最終年度を迎えるにあたり、平成30年度から第3期として特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導（以下「保健指導」という。）の実施に向け、これまでの計画の見直しを行い、策定を行う。

### 2. 根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条  
（特定健康診査等実施計画）

第19条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、5年ごとに、5年を1期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。

### 3. 計画年度

平成30年度～平成34年度（5か年）

### 4. 目標値（平成34年度末）

特定健康診査受診率・・・60%（据え置き）

特定保健指導実施率・・・60%（据え置き）

### 5. 策定の方法

実施計画の策定にあつては、町民生活課保険係が中心となり、子育て健康課健康推進係と連携し、国保事務担当者、保健師等でプロジェクトチームを組織し作業を進めます。

### 6. 策定のポイント

①特定健診、保健指導の進捗及び達成度が保険者努力支援制度の評価項目に位置付け

平成28年度から前倒し分として実施

②検査項目の改定

慢性腎臓病（CKD）への対応のため血清クレアチニンを追加（現在、県内の市町村国保では実施中）ほか

③本人同意に基づく医療機関からの診療データ提供のルール化

医療機関を受診のため、特定健診を受診しない者が相当数いることに対応するため、本人同意に基づく医療機関からの診療データ提供について、国の計画策定のガイドラインにその方法等が記載される予定。



**④健診会場における特定保健指導（初回面接）の実施等保健指導の見直し**

現在、全項目の健診結果が揃わない限り認められていなかった保健指導の初回面接が健診会場で全項目揃わないうちに実施することが認められる。あわせて、6か月の継続指導、積極的指導対象者に対する中間指導について取り組み成果に応じて短縮又は簡略が可能。

**⑤保険者間の特定健診、保健指導の委託による実施が可能**

協会けんぽなど他の被用者保険の特定健診、保健指導の市町村国保への委託が可能となる。今後、40歳以上の全町民を対象に市町村国保が特定健診、保健指導を実施する流れに移行してくるものと思われる。

**⑥他の計画との整合**

平成29年度は、本実施計画のほか、町では健康増進法に基づく健康増進計画（第3期計画）、男女共同参画基本法に基づく男女共同参画プラン（第3期計画）の策定もされることから、3月に策定される第2次琴浦町総合計画の内容を踏まえつつ、連携した取り組みとして進めるための整合の取れた計画策定をすすめる。

**7. 策定スケジュール**

4月～9月	生活習慣病を中心に医療費分析 第2期計画における検診結果、取り組み結果評価
10月～12月	特定健診5年未受診者対象アンケートの実施 取り組み事項の協議 計画案の作成
1月～2月	パブリックコメントの実施 運営協議会において協議
3月	実施計画書完成 公表

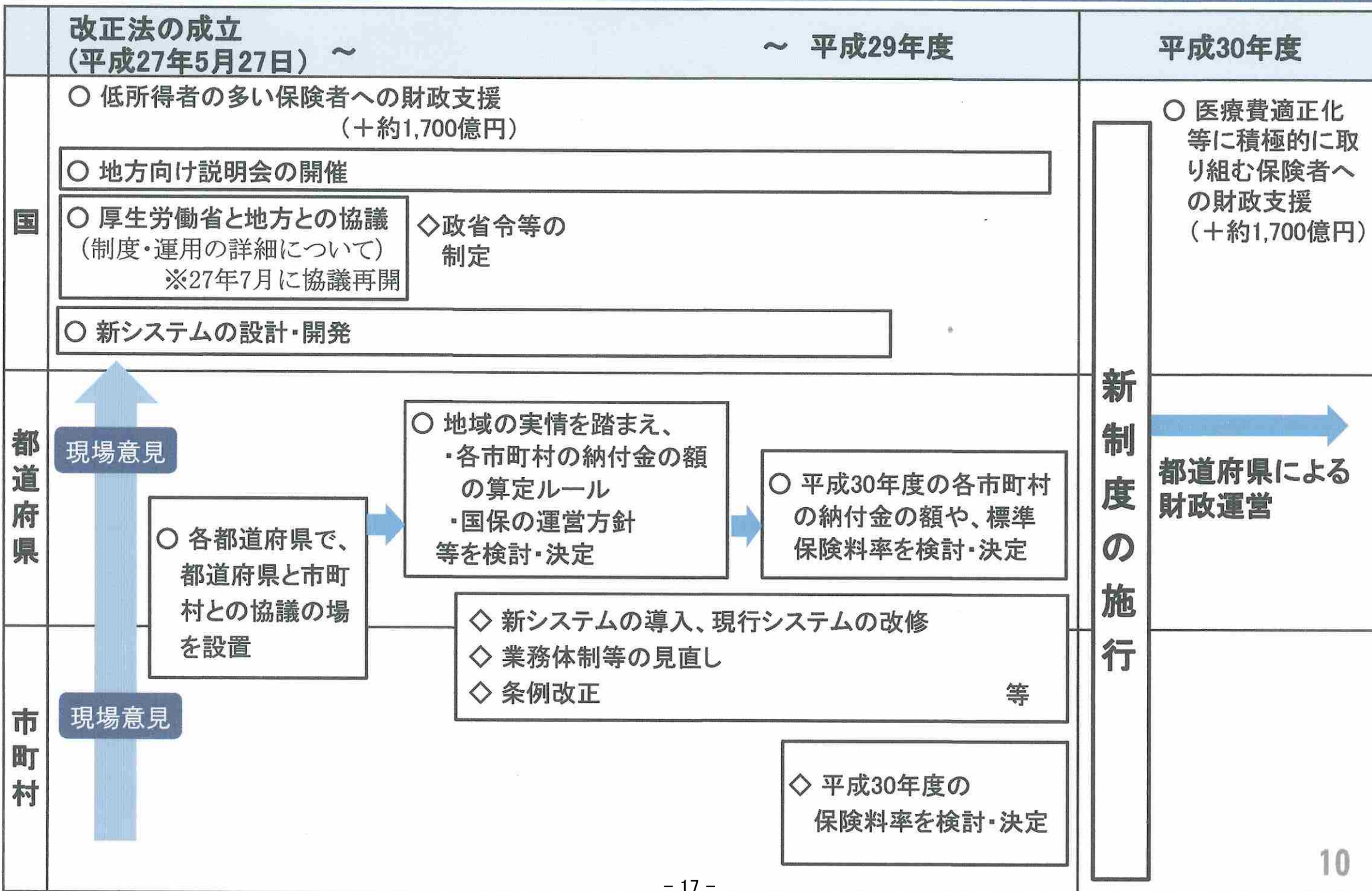
平成29年度国民健康保険特別会計予算  
歳入

科目	科目の内訳	29年度当初	28年度当初	増減	
1国民健康保険料	一般 現年 医療給付分	270,016	279,902	△ 9,886	
	後期高齢者支援金分	93,857	83,969	9,888	
	介護給付分	29,867	31,656	△ 1,789	
	滞繰 医療給付分	12,986	16,235	△ 3,249	
	後期高齢者支援金分	3,260	4,191	△ 931	
	介護給付分	2,082	2,274	△ 192	
	退職 現年 医療給付分	8,234	13,913	△ 5,679	
	後期高齢者支援金分	2,871	4,720	△ 1,849	
	介護給付分	2,475	4,674	△ 2,199	
	滞繰 医療給付分	172	250	△ 78	
	後期高齢者支援金分	42	70	△ 28	
	介護給付分	42	70	△ 28	
	計	<b>425,904</b>	<b>441,924</b>	△ 16,020	
	2国庫支出金	国庫負担金 事務費負担金	1	1	0
国庫負担金 事務費負担金(過)		1	1	0	
国庫負担金 療給等負担金		387,610	398,546	△ 10,936	
国庫負担金 療給等負担金(過)		1	1	0	
高額医療共同事業費負担金		15,180	13,015	2,165	
特定健康診査等負担金		2,650	2,965	△ 315	
国庫補助金 調整交付金(普通)		120,000	120,000	0	
国庫補助金 調整交付金(特別)		141	1	140	
出産一時金補助金					
特別対策費補助金		1	1	0	
計	<b>525,585</b>	<b>534,531</b>	△ 8,946		
3療養給付費交付金	療養給付費等交付金	31,190	89,836	△ 58,646	
	療養給付費等交付金(過年度)	1	1	0	
	計	<b>31,191</b>	<b>89,837</b>	△ 58,646	
4使用料及び手数料	督促手数料	1	1	0	
5前期高齢者交付金	前期高齢者交付金 現年度分	621,243	675,000	△ 53,757	
	前期高齢者交付金 過年度分	1	1	0	
	計	<b>621,244</b>	<b>675,001</b>	△ 53,757	
6県支出金	高額医療費共同事業交付金	15,180	13,015	2,165	
	特定健康診査等負担金	2,650	2,965	△ 315	
	財政調整交付金	90,000	90,000	0	
	計	<b>107,830</b>	<b>105,980</b>	1,850	
7共同事業交付金	高額医療費共同事業費負担金	73,068	62,645	10,423	
	保険財政共同安定化事業交付金	540,576	591,956	△ 51,380	
	計	<b>613,644</b>	<b>654,601</b>	△ 40,957	
8財産収入	利子及び配当金 預託金利子				
	調整基金利子	1	10	△ 9	
	計	<b>1</b>	<b>10</b>	△ 9	
9寄付金	寄付金	1	1	0	
10繰入金	一般会計繰入金 基盤安定繰入	87,364	101,500	△ 14,136	
	職員給与等繰入	20,469	11,748	8,721	
	出産育児繰入	4,200	4,200	0	
	財政安定化繰入	18,651	30,000	△ 11,349	
	人間ドック繰入				
	その他(赤字対応)繰入	<b>4,638</b>	<b>18,610</b>	△ 13,972	
	基金繰入金(財政調整基金繰入)				
計	<b>135,322</b>	<b>166,058</b>	△ 30,736		
11諸収入	延滞金 一般	1,350	1,350	0	
	延滞金 退職	1	1	0	
	預金利子	1	1	0	
	特定健康診査等受託料				
	滞繰処分費	1	1	0	
	第三者納付金 一般	10	10	0	
	第三者納付金 退職	2	2	0	
	返納金 療養給付返納金 一般	200	200	0	
	返納金 療養給付返納金 退職	1	1	0	
	雑入	50	50	0	
	雑入(特定健診)				
	計	<b>1,616</b>	<b>1,616</b>	0	
	12繰越金	前年度繰越金	<b>28,866</b>	<b>25,000</b>	3,866
	歳入合計	<b>2,491,205</b>	<b>2,694,560</b>	△ 203,355	

## 歳出

科目	科目の内訳	29年度当初	28年度当初	増減
1総務費	総務管理費 一般管理	18,613	20,305	△ 1,692
	連合会負担金	1,757	1,987	△ 230
	諸費			0
	退職適用適正化			0
	徴税费 賦課徴収費	20	20	0
	納税奨励金			0
	滞繰処分費	1	1	0
	運営協議会費	78	130	△ 52
	計	<b>20,469</b>	<b>22,443</b>	△ 1,974
	2保険給付費	療養給付費 一般	1,263,540	1,319,484
療養給付費 退職		26,350	61,358	△ 35,008
療養費 一般		6,000	6,636	△ 636
療養費 退職		144	155	△ 11
審査支払業務費		4,389	4,306	83
高額療養費 一般		186,000	186,037	△ 37
高額療養費 退職		6,120	6,410	△ 290
一般被保険者高額介護合算療養費		650	650	0
退職被保険者高額介護合算療養費		134	134	0
移送費 一般		10	10	0
移送費 退職		10	10	0
出産育児一時金		6,300	6,300	0
葬祭費		800	800	0
計		<b>1,500,447</b>	<b>1,592,290</b>	△ 91,843
3後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金	256,578	293,192	△ 36,614
	後期高齢者関係事務費拠出金	19	18	1
	計	<b>256,597</b>	<b>293,210</b>	△ 36,613
4前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金	165	439	△ 274
	前期高齢者関係事務費拠出金	19	20	△ 1
	計	<b>184</b>	<b>459</b>	△ 275
5老人保健拠出金	医療費拠出金	1	100	△ 99
	事務費拠出金	10	20	△ 10
	計	<b>11</b>	<b>120</b>	△ 109
6介護納付金	介護納付金	<b>95,321</b>	<b>103,700</b>	△ 8,379
7共同事業拠出金	高額医療費共同拠出金	73,068	62,645	10,423
	保険財政共同安定化事業拠出金	518,076	591,956	△ 73,880
	高額医療共同事業事務員拠出金			0
	保険財政共同安定化事業事務費拠出	1	1	0
	その他共同事業事務費拠出金	1	1	0
計	<b>591,146</b>	<b>654,603</b>	△ 63,457	
8保健事業推進費	保健事業	<b>541</b>	<b>193</b>	348
	特定検診実施等事業	13,648	14,102	△ 454
	人間ドック事業	4,429	4,444	△ 15
	計	<b>18,618</b>	<b>18,739</b>	△ 121
9諸支出金	保険税還付金 一般	2,300	2,285	15
	保険税還付金 退職	50	300	△ 250
	還付加算金 一般	50	350	△ 300
	還付加算金 退職	10	50	△ 40
	国庫支出金返納金	5,000	5,000	0
	計	<b>7,410</b>	<b>7,985</b>	△ 575
10基金積立金	財政調整基金積立金	1	10	△ 9
11公債費	利子 一時借入金利子	1	1	0
12予備費	予備費	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	0
歳出合計		<b>2,491,205</b>	<b>2,694,560</b>	△ 203,355

# 新しい国保制度の施行に向けた主な流れ (イメージ)





# 国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

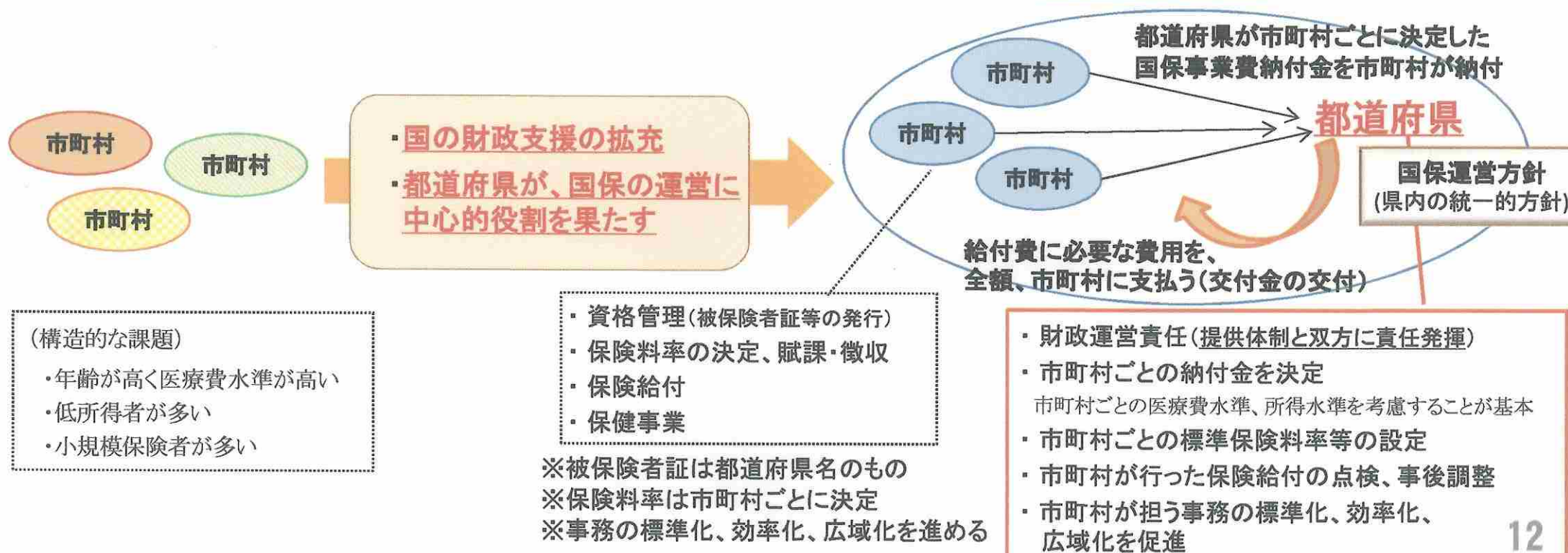
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

## 【現行】市町村が個別に運営

## 【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



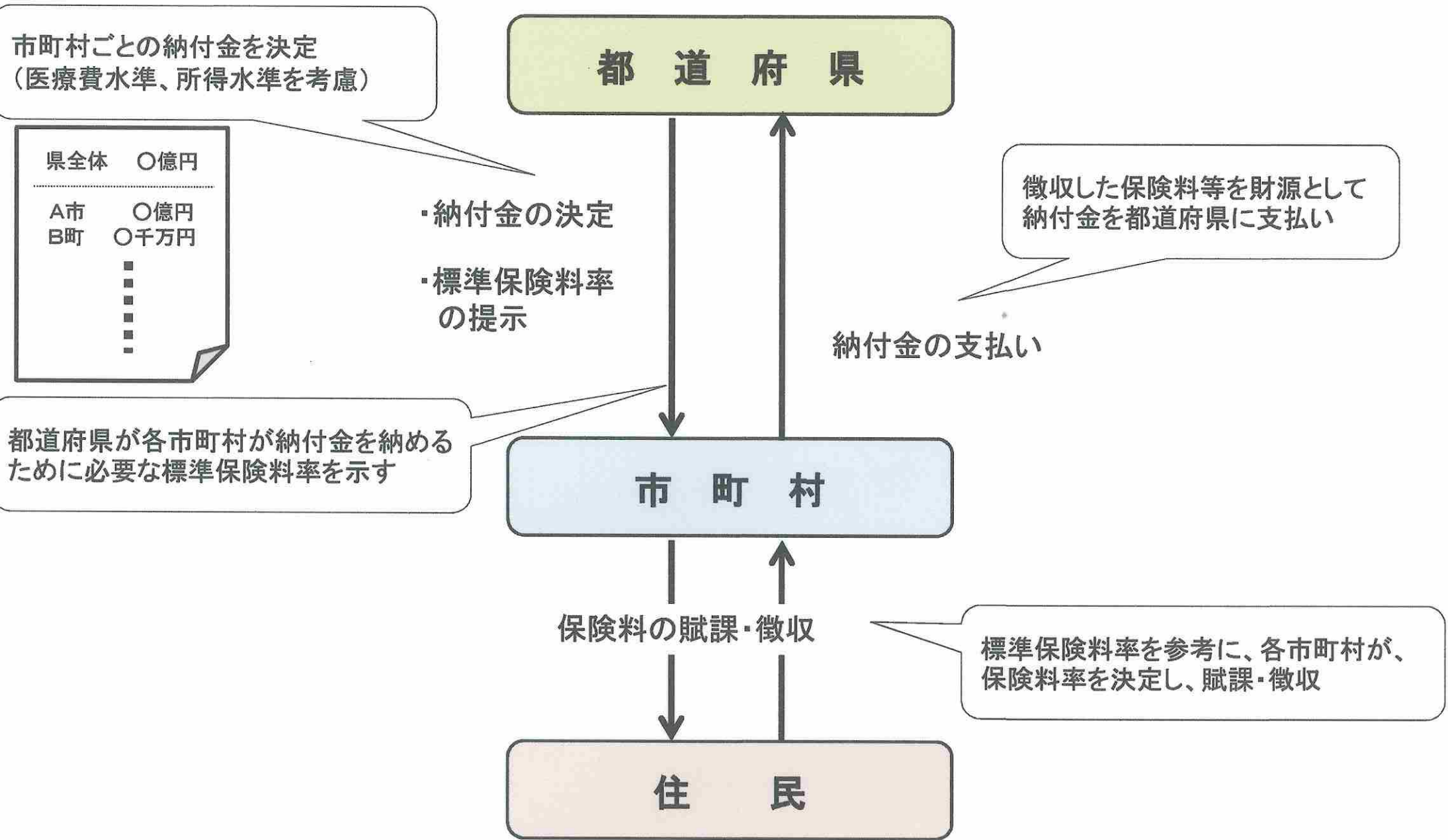
○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す



改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う</li> <li>○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化</li> <li>○ <u>都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</u></li> </ul>	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	<p><b>財政運営の責任主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>・ 財政安定化基金の設置・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u></li> </ul>
3. 資格管理	<p>国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</p> <p style="text-align: right;">※4. と5. も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(<u>被保険者証等の発行</u>)</li> </ul>
4. 保険料の決定 賦課・徴収	<p>標準的な算定方法等により、<u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</u></li> <li>・ 個々の事情に応じた賦課・徴収</li> </ul>
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</u></li> <li>・ 市町村が行った保険給付の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保険給付の決定</u></li> <li>・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等</li> </ul>
6. 保健事業	<p>市町村に対し、必要な助言・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">13 (データヘルス事業等)</p>

# 国保保険料の賦課、徴収の仕組み (イメージ)





# 改革後の国保財政の仕組み（イメージ）

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

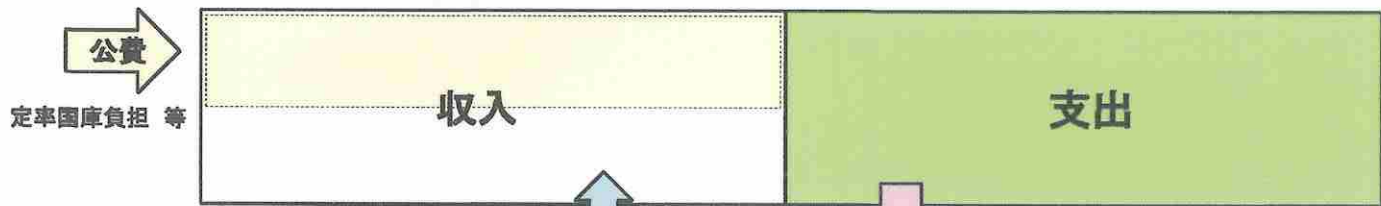
○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

現行

改革後

都道府県の国保特別会計



収入

支出

納付金

交付金

市町村の国保特別会計

A市

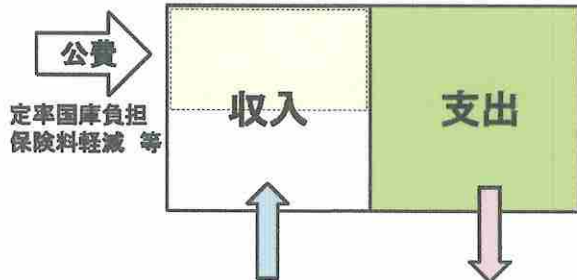


収入

支出

- ① 保険給付に必要な費用を全額、市町村へ交付
- ② 災害等による保険料の減免額等が多額であることや、市町村における保健事業を支援するなど、市町村に特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付

市町村の国保特別会計



保険料

保険給付費

保険料

保険給付費

- **都道府県**は、
  - ・ 医療給付費等の見込みを立て、**市町村ごとの国保事業費納付金 (※) の額を決定 (①)**  
 ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
  - ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて**市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 (②)**
- **市町村**は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、**それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。 (③)**

## 都道府県

## 市町村

### < 県の標準設定のイメージ > ②

- **標準的な算定方式**は3方式(所得割、均等割、世帯割)
- **標準的な収納率**は、市町村規模別に、右表のとおりとする。

被保険者数	標準的な収納率
1万人未満	94%
1万人～5万人未満	92%
5万人～10万人未満	90%
10万人以上	88%

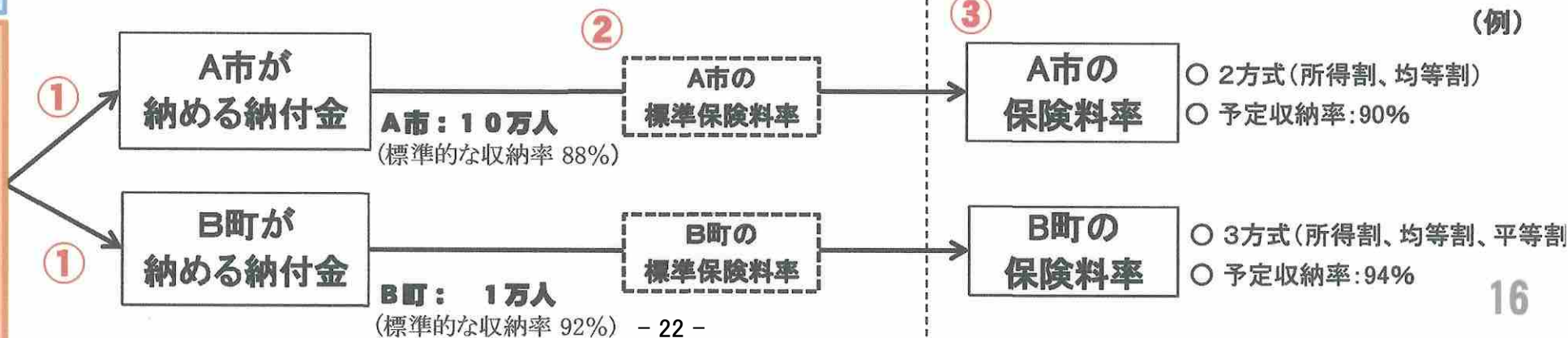
- 都道府県が定めた標準的な保険料算定方式等を参考に、**実際の算定方式や保険料率を定め、保険料を賦課、徴収**

※ 市町村は、都道府県が設定する標準的な収納率よりも高い収納率をあげれば、「標準保険料率」よりも安い保険料率を設定できる。(収納インセンティブの確保)

医療給付費等

公費等

保険料収納必要額





国民健康保険法 改正法施行(平成30年4月1日)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。法)という。)による改正後の国民健康保険法第 11 条の規定

琴浦町国民健康保険運営協議会委員の任期(現在の委員;平成26年10月1日 ~ 至 平成28年9月30日)2年  
 現行どおり→次期;平成28年10月 1日 ~ 至 平成30年9月30日(2年)

次々期;平成30年10月 1日  
 ~ 至 平成33年9月30日(3

市町村の国保運営協議会について

1 委員の構成

市町村の国保運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、保険給付、保険料の徴収その他の市町村が処理することとされている事務に係る重要事項について、関係者により審議を行う場として設置されるものである。

このため、都道府県による財政運営の下で、地域におけるきめ細かな事業の実施を担うこととなる市町村の国保運営協議会については、被保険者代表、保険医等代表及び公益代表の三者を必ずその構成員とする。一方、被用者保険代表については市町村の国保運営協議会では任意の構成員と位置付けることとするが、各市町村の実情を踏まえて適切に判断する。

2 委員の数

被保険者代表、保険医等代表及び公益代表については各同数とし、被用者保険代表については、任意の構成員であることに鑑み、他の各側の委員と同数を上限とする(例えば、被保険者代表、保険医等代表及び公益代表を各7名とした場合、被用者保険代表は7名以下となる。)

また、各側委員の具体的な人数については、各市町村の実情を踏まえて条例により決定する。

3 委員の任期

委員の任期については、**3年とする。ただし、改正法の施行日(平成30年4月1日)前までに着任している委員については現状どおり2年の任期とし、施行日以後、新規に着任し、又は再任された委員については3年とする。**

条例改正は、平成30年9月30日までは、必ず行わなければならないが、改正法施行日の平成30年4月1日までに改正しておく(協議しておく事が望ましい)。

※協議事項;定数、被用者保険代表を構成員とするかしないか。

定数								
	被保険者を代表する委員	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	公益を代表する委員	被用者保険等保険者を代表する委員	合計	平成27年12月現在、被保険者数	委員1人当たり被保険者数	順位
鳥取市	5	5	5	2	17	42216	2,483	1
倉吉市	5	5	5	1	16	12370	773	3
米子市	4	4	4	3	15	33439	2,229	2
境港市	4	4	4		12	7715	643	5
岩美町	4	4	4		12	3214	268	11
八頭町	3	3	3		9	4159	462	8
若桜町	3	3	3		9	871	97	17
智頭町	3	3	3		9	1962	218	13
湯梨浜町	3	3	3		9	4172	464	7
三朝町	3	3	3		9	1591	177	14
北栄町	2	2	2		6	4554	759	4
琴浦町	4	4	4		12	4878	407	10
南部町	2	2	2		6	2720	453	9
伯耆町	4	4	4		12	2931	244	12
日吉津村	2	2	2		6	801	134	16
大山町	3	3	3		9	4884	543	6
日南町	3	3	3		9	1267	141	15
日野町	3	3	3		9	819	91	18
江府町	4	4	4		12	626	52	19
平均→	10.42105	7115.211	559.8343					

## ○琴浦町国民健康保険条例

平成16年9月1日

条例第127号

(町が行う国民健康保険)

第1条 町が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、[この条例](#)の定めるところによる。

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 琴浦町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人

(委任)

第3条 [前条](#)に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

(一部負担金)

第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、[次の各号](#)の区分に従い、当該給付に要する費用の額に[当該各号](#)に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合([次号](#)に掲げる場合を除く。) 10分の2
- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は[別表第2](#)第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、[第1項](#)の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

(葬祭費)

第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として2万円を支給する。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(保健事業)

第7条 町は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 衛生教育
- (2) 感染症、寄生虫病その他の疾病の予防
- (3) 成人病その他の疾病の予防
- (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

2 町は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 療養のために必要な用具の貸付け

## ○琴浦町国民健康保険運営協議会規則

平成16年9月1日  
規則第89号

(趣旨)

第1条 琴浦町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)並びに琴浦町国民健康保険条例(平成16年琴浦町条例第127号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 協議会は、会長が招集する。

2 町長から諮問があったとき、又は3分の1以上の委員から会議の趣旨を示した文書をもって招集の要求があったときは、これを招集しなければならない。

3 初めての会議は、第1項の規定にかかわらず、町長がこれを招集する。

(定足数)

第3条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第4条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(会議)

第5条 会議の開閉は、議長の宣告による。

第6条 開議、散会、延会及び中止は、議長がこれを宣告する。

第7条 議長は、議題とした議案について町長に説明を求め、又は協議会書記をして朗読させることができる。

2 委員が提出した議案については、当該委員に説明を求めることができる。

(表決)

第8条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9条 議長は、採決するときは、その旨を会議に宣告しなければならない。

2 議長が採決した後は、その議題について発言することができない。

第10条 出席委員は、採決において可否を表示しなければならない。

第11条 採決の方法は、呼称、挙手及び起立の3種とし、議長が適宜選用する。

(採決事項の処置)

第12条 会長は、町長からの諮問事項について審議し、議決したときは2日以内に委員2人以上の連署をもって町長に答申しなければならない。

第13条 会長は、委員提出の議案が可決されたときは、委員2人以上の連署をもって町長に建議することができる。

第14条 会長は、被保険者その他利害関係者から意見の開陳があった事項については、その請願書又は聞取書を添えて委員2人以上の連署をもって町長に建議し、又は報告しなければならない。

(請願の採択)

第15条 協議会は、いかなる請願といえども審議前に撤回することはできない。

(会議録)

第16条 議長は、書記をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、2人以上の委員とともに、これに署名しなければならない。

2 前項の会議録に署名する委員は、議長が会議に諮って、これを定める。

附 則

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

### 後発医薬品 数量シェア率 推移(琴浦町国保)

※後発医薬品数量シェア(置き換え率) = 後発医薬品の数量 / (後発医薬品のある先発医薬品の数量 + 後発医薬品の数量)

